

# 国立大学法人群馬大学地域連携推進室設置要項

	平成16年4月1日	制定
改正	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成18年6月1日	平成19年12月1日
	平成22年4月1日	平成25年4月1日
	平成28年4月1日	

(設 置)

**第1** 国立大学法人群馬大学に、地域との積極的な連携推進を図るため、国立大学法人群馬大学地域連携推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(業 務)

**第2** 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域との連携推進に係る企画・立案に関すること。
- (2) 地域との連携推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域との連携推進に係る予算措置に関すること。
- (4) 公開講座の企画・立案及び実施に関すること。
- (5) 研究・産学連携推進機構との連絡調整に関すること。
- (6) その他地域との連携推進に関する必要な事項

(組織等)

**第3** 推進室は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 教員 若干人
- (3) その他必要な職員

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

3 第1項第2号及び第3号の職員は、推進室の業務に従事する。

(任命等)

**第4** 室長は、理事のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 第3の第1項第2号の教員は、学長が指名する。

(幹 事)

**第5** 推進室に幹事を置き、研究推進部産学連携推進課長及び学務部教務課長をもって充てる。

(事 務)

**第6** 推進室の事務は、研究推進部産学連携推進課において行う。

(設置場所)

**第7** 推進室は、事務局内に置く。

(雑 則)

**第8** この要項に定めるもののほか、推進室の運営に関して必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。